



月報

11

全缶協

(43.11.30 / 6.23 VOL.2)

◇ 目 次 ◇

11月の行事	1
◇ 理事会	2
◇ 東部政策調査部会	4
◇ 日缶協より全糖表示缶詰に関しての書簡	7
◇ 東京都食品卸同業会返品問題に関して全缶協に要請	9
◇ 山形県缶詰協会でテレビ宣伝実施	11
◇ 缶詰共同宣伝車内中吊広告実施表	11
◇ 在京蔬菜部会	13
◇ 第1回フルーツショー閉幕	16
朝日新聞社から全缶協に感謝状	
◇ 全国食品缶詰公正取引協議会発起人会	17
◇ 食品かん詰の表示に関する規約説明会(東京会場)	19
◇ 缶詰業界新年名刺交換会打合会	19
◇ 全国食品缶詰公正取引協議会創立総会	20
全国食品缶詰公正取引協議会規則第1号	26
◇ 協議会加入の全缶協会員	25
◇ 内規事項確認事務局打合会	35
規制および内規に規定すべき内容に関する 8団体事務局打合結果	36
◇ 缶詰規格連絡協議会	41
◇ マツシユルーム缶詰に関する懇談会	44
◇ 食肉缶詰の製造年月日に関する打合	45
会員消息	46

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地
八重洲通ビル7階

電話 東京(273)9289番

11月の行事一覧表

行事	月日	時間	場所	出席
規約説明会	11月 4日	14.00~17.00時	大阪合同ビル	約70名
公正取引協議会発起人会	11月 7日	13.30~14.30時	日缶協	
新年名刺交換会打合会	11月 8日	13.30~15.00時	日缶協	7名
在京蔬菜部会	11月18日	13.30~15.00時	株北洋商会	11名
缶詰規格連絡協議会	11月21日	10.00~11.40時	日缶協	全缶協7名日缶協3名検査協会8名農産缶工組
規約説明会	11月21日	13.30~16.30時	東京都勤労福祉会館	1名
マツシユルーム懇談会	11月21日	15.00~16.30時	日缶協	約100名
内規事項確認事務局打合会	11月22日	13.30~	日缶協	
東部政策調査部会	11月25日	11.00~12.00時	株北洋商会	14名
理事会	11月25日	13.30~15.00時	株北洋商会	18名
全国食品缶詰公正取引協議会創立総会	11月26日	10.30~12.00時	赤坂三会堂	約70名
規約説明会	11月27日	13.00~	門司中央公民館	
食肉缶詰打合会	11月27日	10.30~11.30時	株北洋商会	8名
規約説明会	11月28日	14.00~	尾道市公会堂	
第1回フルーツショ一終了	11月30日		向ヶ丘遊園	

12月の行事予定

食肉缶詰日付打合会	12月 2日	11.00~	日缶協	
水産部会	12月 6日	11.00~12.00時	株北洋商会	
果実部会	12月 6日	13.00~15.00時	"	
蔬菜部会	12月 6日	15.00~16.00時	"	
大和製缶忘年パーティー	12月17日	17.00~19.30時	ホテルニューオータニ	

理 事 会

1. 日 時 昭和43年11月25日(月)13:30~15:30時
2. 場 所 烏北洋商会 7階会議室
3. 議 案

[議決事項]

1. 全国食品缶詰公正取引協議会加入方法ならびに加入金会費に関する件
2. 全国食品缶詰公正取引協議会運営に関する経費の全負担金の件

[報告事項]

1. 会員の異動ならびに会費の現況の件
2. 一 般 業 務
3. 食肉部会、水産部会部会長異動の件
4. 食品衛生法ならびに不当表示防止法違反に関する件
5. 缶詰共同宣伝経過の件
6. そ の 他

※ 理事会討議の概要

全国食品缶詰公正取引協議会もいよいよ11月26日創立総会を迎えることになつたが、その前の発起人会に於いて、申請3団体の会員からは加入金および会費は徴収せず、3団体で負担処理するということになつたため、この件に関する審議承認と事務局から1~6項に関する報告を行なつたもの。

1. 全国食品缶詰取引協議会運営に関する 経費の全缶協負担を承認

まず43年12月1日～44年3月1日迄の協議会収支予算の30万円については、日缶協20万円、製缶協5万円、全缶協5万円の割りで負担するという3団体事務局の話合いで進めているが、次年度予算に対しても会員数の割合に応じて負担するということで全缶協の会費負担につき異議なく承認された。

なお全缶協側の協議会加入は60社程度に達するものと見られる。

[報 告 事 項]

イ) 会員数及び会費の現況

43年11月15日現在、賛助会員を含め281社。会費未納は11月20日現在95社あるが、今後の運営に支障なきよう納入の協力を積極的に呼びかける。

ロ) 食肉部会・水産部会長の異動

食肉部会長の野崎産業~~缶詰~~第2部長秋間健次氏は同社砂糖部長に転任、後任に山本伊作氏が就任されたので、全缶協食肉部会長は山本伊作氏に、また水産部会長の三井物産~~缶詰~~食品第2部長代理坂下長作氏は仙台支店長代理に転任、その後任に川崎末生氏が就任したが、同部会の部会長には~~北洋商~~会缶詰部次長の広田正氏、副部会長に川崎末生氏をそれぞれ予定、正式に部会において決定される旨報告。

ハ) 食品衛生法ならびに不当表示防止法に関する対策について

会長、専務理事から全糖表示食品の主婦連調査から端を発した一連の問題に対して、全缶協の講じてきた対策及び措置、また日缶協の講じてきた対策、措置についての説明を行ない、特にズルチンの問題と、添加物の表示については今後神経質になる位の注意が必要であるとの説明がなされた。

ニ) 缶詰共同宣伝経過報告

本年度の缶詰共同宣伝もいよいよ最終段階に入り、全国主要都市の車内中吊広告、12月2週号の女性自身の雑誌広告で終了となるが、ことしから実施された缶詰6品目に対する共同宣伝の経過報告について専務理事から報告がなされた。

同時に小田急向ヶ丘遊園の朝日新聞主催第1回フルーツショーに缶詰共同宣伝の一環として参加したが、この催しに全缶協は即売を担当し、共同即売場に10社が参加して、9月28日～11月30日迄の土、日、祭約20間にわたり即売を実施、成果を挙げたむね報告、この催しの飾付に要した費用は日本パインアップル輸入協会、沖縄パインアップル缶詰輸入協会の分担金と併せ全缶協の予算より支払われる旨報告あり。なお山形缶協の洋梨、チエリー缶詰のテレビによる宣伝が11月23日から実施されている旨報告された。

ホ) その他の

東部政策調査部会で検討された事項につき会長から報告がなされた。東京都食品卸同業会から缶詰返品問題の $\frac{2}{1,000}$ で打ち切るということに対して全缶協としても合理化を推進する必要があるという見地から同調していくことになり、この主旨を日缶協に伝えると同時に全缶協内部としても西部へ呼びかけこの主旨を推進するとの報告があつた。

東部政策調査部会

日 時 昭和43年11月25日 11:00～12:00 時

場 所 横北洋商会 7階会議室

- 議題 1. 東京都食品卸同業会提案の缶詰歩引き $\frac{2}{1,000}$ 打切案に関する件
2. 事務合理化に伴う伝票ホーム統一に関する件
3. その他

※ 部会討議の概要

この部会は東京都食品卸同業会がかねてから返品問題について検討を重ねまた過去1年間の扱い実績に対しての返品率を調査しましたが、このデータをもとに返品率を $\frac{2}{1,000}$ とすべく全缶協に協力方の申入れがあり、本部会開催となつたものである。またこの返品問題とともに最近の労働力不足から事務合理化問題が重要視され、この一環としての伝票ホーム統一に関して食品業界の動向について部会長から報告がなされた。

1. 全缶協も $\frac{2}{1,000}$ 歩引きを推進

部会で検討の結果、同業会から提案のあつた缶詰返品に伴う $\frac{2}{1,000}$ 歩引きを全缶協も同調、協力していくことになり、内部的には西部地区へも実施すべく呼びかけてゆく。この問題については日缶協には要望書を提出し、その写しを各県缶詰協会に送付しメーカー・サイドにも協力を呼びかけることになつた。この決定にもとづき次のような内容の文書を日缶協宛に提出した。

庶発第110号

昭和43年11月28日

社団法人 日本缶詰協会

会長 田上東稻 殿

全国缶詰問屋協会

会長 浅井二郎

缶詰の包装改善並びに返品歩引きに関するお願ひの件

拝啓 貴協会ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、すでにご高承のことと存じますが、東京都食品卸同業会（会長株式会社国分商店）ではかねてから流通部門改善の一端として返品問題を取りあげ特に缶詰の事故対策については「返品問題実行委員会」を設け貴協会をはじめとする関係団体との懇談会を開くなど積極的な姿勢が示され、別紙写の通り同業会としては①包装上の改善、②廃棄等不可食品、ツブレ缶補償費として $\frac{2}{1,000}$ を価格引きするという2点について決議し実行に移したい旨弊協会へも提案があり、これが実施に協力ありたしとの要請がありました。

弊協会におきましても流通合理化問題は事業の一環として大きく取りあげているところでもあり、まず東部政策調査部会を開き慎重なる協議を行なつた結果、東京都食品卸同業会の提案に基本的には賛成であることに意見一致し、まず東京地区を対象として実施に移す旨申し合せが行なわれました。

つきましては次に掲げる件につき貴協会の積極的なご協力を得て、実施致したいと存じますので何卒ご高配賜りますようお願ひ申しあげます。

1. 包装上の改善

- Ⓐ 段ボールには規格スタンプのあるカートン函とする。
- Ⓑ 品種および重量等に適応した函材質の配慮および補強方法等の研究、実施。
- Ⓒ 縦型カートンを平函カートンに漸次改める。
- Ⓓ 運搬上の取扱い注意について運送業者などへの周知徹底を図る。
- Ⓔ 以上の改善点を推進することにより極力凹缶の発生率低下を図る。

2. 歩引きの実施

変敗等不可食品、ツプレ缶補償費として $\frac{2}{1,000}$ を価格引きし元方工場への返品は行なわない。

従つてこの $\frac{2}{1,000}$ の率内において処理される。

以上の通りであります。貴協会にて早速この件に関しご検討いただきますとともに貴協会傘下の会員各位にご協力下さいますようご配慮賜わりたく重ねてお願ひ申しあげます。

敬 具

2. 伝票ホーム統一に関する動向

部会長からの説明要旨。

- イ) 伝票のホームそのものを問屋事務合理化のため食品全般に使えるようにいまメーカーにも依頼し、積極的な検討を行なつてゐる。
- ロ) 通産省および商工会議所が中心となつて伝票統一懇談会が発足し他の業界と統一伝票について話し合いの場ができる、食品関係では委員として、株北洋商会竹崎常務、株鈴木洋酒店鈴木社長が参加。この懇談会にはビックストアも参加しており、百貨店にも参加を呼びかけている。通産省は伝票の国家規格を考えているが、まず食品業界としての統一伝票が必要でこの懇談会で取りあげられることになつた。

日缶協よりの全糖表示缶詰に関する書簡

10月19日全糖表示問題に関して、全缶協果実部会長名をもつて日缶協消費拡大委員長宛の要望書を提出（月報10月号参照）したが、この要望に關

して日缶協から次ぎの返書が全缶協側に寄せられた。

普 発 第 54 号

昭和 48 年 11 月 7 日

全国缶詰問屋協会

果実部会長 野田喜三郎 殿

社団法人 日本缶詰協会

消費拡大委員会

委員長 原 喜三郎

全糖表示缶詰に関する件

拝 啓

主婦連合会が公正取引委員会の委託を受けて、缶びん詰を含む市販品 50 点の全糖表示品につき調査を行ない、その結果を去る 10 月 2 日公表し、日刊紙等に大きく報道されましたことは、折角公正競争規約を締結し、表示の適正をはかり消費者の信頼をうるよう努めています業界としては勿論、また、販売業者の方々に多大のご迷惑をかけましたことは、誠に遺憾至極に存じております。

当協会では早速、各関係官庁、主婦連合会に真相の究明と事態の收拾につとめ、併せて研究所で追試などを行なうとともに、10 月 14 日、消費拡大委員会を開催、本件を中心に協議し、10 月 15 日付同封文書を全会員に送り警告いたした次第であります。

更に、本会顧問会、技術委員会にても特に本件を中心に協議し、この問題の徹底的な究明と今後の製品取扱いに一段の注意を期するよういたした次第

であります。なお、来る11月25日に本会の理事会、総会を開き、本件につき重ねて協議することにいたしております。

なお、当該製造年月日によるブランド品については、製造業者ともご連絡の上、回収されたく、販売業者各位よりも、かかる誤りのないよう下請企業者にご注意いただきたく、よろしくお願い申しあげます。

今後とも、本件については、関係官庁や団体とも十分連絡を保ち、これ以上世論をおこさぬよう努力つかまつりたく、よろしくご協力方お願い申しあげます。

まずはとりあえずご返事申し述べたく

敬　具

東京都食品卸同業会返品問題について

全缶協にて要請

東京都食品卸同業会では返品問題を改善するため、返品問題実行委員会を設け検討を重ねてきたが、過去1年間の実績をもとに返品率を調査、まとめあげるなど積極的に返品問題を取り組みこの程内部的にも結論がでたので、次の文書を全缶協外2団体にあて送付、協力方を要請してきた。

都食同第5号

昭和43年11月12日

日本缶詰協会

日本製缶協会　　御中

全国缶詰問屋協会

東京都食品卸同業会

会長 様 国分商店

拝啓 愈々ご清栄賀上ます。

陳者 流通部門改善の一端としての返品問題とりわけ缶詰事故対策についてご協力頂きつつ都食同第1号書簡つづいて10月25日製缶協会、会議室における懇談会（都食同第4号書簡）等着々この問題に取りくんで参りました。

つきましては、当会は更に検討を加えここに改めて次の通り提案、ご協力をお願い申出ますに付何卒お聴き入れの程相願上ます。

(A) 包装上の改善

イ 段ボール規格スタンプのあるカートン函であること。

（規格外品は値引条件の対象になり得る）

ロ 品種（例えは5号缶4打詰の場合におけるみかんとジャム）と重量による函材質或は補強方法等の適応した配慮。

ハ 堅型カートン函は欠陥多きに付平函に戻されたきこと。

当面上記の改善を条件にして凹缶発生率低下を計る。

(B) 変敗等不可食品：ツブレ缶補償費として $\frac{2}{1000}$ を価格引することにより元方工場への返品をせず、この率内に於て当方会員側にて吸収する。この率の根拠は先般当会にて調査致しご報告申上ました「返品分類表」に示された数字及び既に各社に於て実行されております歩引率と同率であります。

以上の経過をお認めの上当会員との取引はこの方式をお採り上げ下さいますよう提案に併せてこの段お願申上ます。

敬 具

山形県缶詰協会でテレビ宣伝実施

山形県缶詰協会は、昨年全缶協と共同で洋梨缶詰の雑誌広告による宣伝を実施したが、ことしは山形缶協単独で11月20日から関東地区を対象にテレビ宣伝を実施した。宣伝の日程は次の通り。

[フジテレビ]

洋梨、さくらんぼ広告宣伝

(月) 12/ 2. 12/ 9. 12/16	30秒挿入スポット	(愛よふたたび)	11:00~11:30
(火) 12/ 4. 12/11. 12/18	"	(")	"
(金) 12/ 6. 12/13. 12/20	"	(")	"
(土) 11/23. 11/30. 12/ 7. 12/14. 12/21	"	(パイパアと 遊ぼう)	8:00~8:30
(土) 11/23. 11/30. 12/ 7. 12/14	"	(爆撃命令)	17:00~18:00
(日) 11/24. 12/ 1. 12/ 8. 12/15. 12/22	"	(コロンビア グランドショー)	17:00~17:30
(月) 11/25. 12/ 2. 12/ 9	"	(深夜映画)	23:25~1:00
(火) 11/26. 12/ 3. 12/10	"	(")	"
(水) 11/20. 11/27. 12/ 4. 12/11	"	(")	"
(木) 11/21. 11/28. 12/ 5. 12/12	"	(")	"

(30秒 37本)

缶詰共同宣伝車内中吊広告実施表

本年度から実施された缶詰共同宣伝もいよいよ最終段階に入り、後は全国主要都市で実施される車内中吊広告と12月2週号女性自身に掲載される雑誌広告を残すのみとなつた。車内中吊広告の地域別実施日は次の通り。

地区別掲出路線	種 別	期間	枚数	掲出期日
<北海道地区>				
札幌市電	中吊	4日	300	12/1~12/4
札幌市バス	額面	10日	480	12/2~12/11
小 計			780	
<東北地区>				
仙台市バス	額面	5日	350	11/25~11/29
小 計			350	
<東京地区>				
国電全線	中吊	2日	3,950	11/28~11/29
地下鉄・銀座・日比谷	"	"	1,250	11/29~11/30
丸ノ内・東西	"	"		11/28~11/29
都営地下鉄	"	"	165	11/28~11/29
東急・東横・玉川	"	"	640	11/25~11/26
目蒲田園池上	中吊	3日		11/26~11/28
小田急	"	2日	430	11/29~11/30
京王	"	"	280	11/29~11/30
井ノ頭	"	"	120	11/29~11/30
京浜急行	"	"	440	11/28~11/29
西武池袋	"	"	310	11/29~11/30
新宿	"	"	280	11/29~11/30
東武本線	"	"	550	11/29~11/30
相模鉄道	"	8日	180	12/2~12/4
小 計			8,595	

地区別掲出路線	種別	期間	枚数	掲出期日
<名古屋地区>				
名古屋国電	中吊	6日	230	11/25～11/30
名古屋鉄道	"	2日	750	11/26～11/27
近鉄名古屋	"	3日	450	11/25～11/27
名古屋地下鉄	"			11/25～11/27
小計			1,710	
<京阪神地区>				
大阪国電(普通)	中吊	2日	1,100	12/1～12/2
"(快速)	"	"	450	12/1～12/2
大阪地下鉄	"	"	800	12/10～12/11
京阪電鉄	"	"	900	12/2～12/3
京都都市電	"	3日	800	11/26～11/28
近江鉄道	"	7日	100	11/29～12/5
小計			4,150	
<広島地区>				
広島電鉄	中吊	3日	181	12/10～12/12
<福岡地区>				
西鉄福岡線	中吊	3日	380	11/26～11/28
小計			561	
合計			16,126	

在京蔬菜部会

日 時 昭和43年11月18日 18:30～19:00時

場 所 北洋商会 7階会議室
議 題 1. マッシュルーム缶詰に関する件
2. 箱大型かん農林規格(案)に関する件
3. その他

※ 部会討議の概要

この在京蔬菜部会は日本農産缶詰工業組合マッシュルーム部会、全国マッシュルーム缶詰協議会から、21日午後3時から懇談会を開きたいとの申入れがあり、これに先だつて在京蔬菜部会員が集まりあらかじめ打合せを行なうべく開かれたものであり、同時に21日10時30分から開かれる缶詰規格連絡協議会で議題として取りあげられるたけのこ大型かんかん詰の農林規格案についてメーカー側、全缶協との修正個所の相違点につき全缶協として再度検討を行なつたもの。

1. マッシュルーム缶詰について

イ) 生産数量について

41年秋作	349,193函(M2/2換算)
42年春作	299,409函
42年秋作	327,968函
43年春作	347,765函
43年秋作	361,957函(計画)
44年春作	823,629函(〃)

昭和43年の生産量は前年に比べ春作は16.2%増、秋作(計画)は10.4%の増加が見込まれており春秋を通して前年比13%の増加となる。

ロ) 市況について

内地の相場は輸出いかんに影響するところが大きく、特に最近は輸出の状況が悪く、今後も期待が薄くどうしても内地の消費拡大を図らなくてはならない状況にある。ところでことしの内地市況も昨年よりも安値であり、問屋の口銭をけずつて販売している面がある。現在の市場は東京を中心として関東関西が主で地方では殆ど売れていない。すでに業務用は限界で自然増以外の伸びは考えられないだろうとの意見であつた。業務用としては7号缶を中心として動いているが今後は55号缶を中心とした家庭用の消費を伸ばすより方法はないとの見方もあつた。

ハ) PRの必要性について

マツシユルーム缶詰は一般消費者にあまり知られていないこと。まだ余りにも小さな商品だけに小売店頭に並んでいないという悩みもあり大きな宣伝費をかけるということも無理のようだが、大都会を対象に家庭用の消費を伸ばすための宣伝が必要であるとの意見であり、カレーライスをはじめとした料理方法、栄養が高いことなど積極的PRを行なうようメーカー側へ呼びかけることになつた。

ニ) 漂白剤使用について

メーカー側では問屋の希望で使用しているとの声に対しメーカー自体も鮮度保持のために使っているのではないかとの意見もあつたが、販売面から見てどの程度ナチュラルのものがよいか検討してみる必要があろうとの見解であつた。いずれにしても漂白剤については現在の法定許容量を越えない限度で使用し、期間を経て徐々に無漂白に持っていくことが望ましいという結論になつた。

なお21日のメーカー側との懇談会には今日のメンバーにできるだけ出席していただくということになつた。

2. たけのこ大型かんかん詰の日本農林規格案について

10月17日、味の素株大阪支店での蔬菜、規格合同部会でまとめられた全缶協修正(案)とメーカー側でも検討したという修正案を照らし合わせたところ両者の考え方には相違があるということで、その一番大きな相違点について専務理事から報告があつた後、次のようにまとめられた。

全缶協修正意見

採点基準について原案では2点のものが〇級クラスとして合格するということになり、メーカー案の表現によるとかなり悪いものまで〇級に合格するという矛盾がある。従来の考え方としては品質は1級2級と変わらないが、形状によって3級に落されていた。原案では欠点のある物はみな2点であるということになり、その表現は適当でない。量的にも多い〇級をどう決めるかが一番重要な問題であり原案では表現がまづく〇級が2点となり、もし原案の表現をそのまま生かすとなれば〇級を2.5とかあるいは3点の合格にしB級を3.5位に格上げする必要があるのではないかという意見があつた。またもう少し適格な表現に訂正する要あり(主に〇級の表現に関して)との結論となつた。なおメーカー側の案として形態及び肉質の採点基準における各項に「白子は適用しない」の文言を挿入するようになつているが全缶協としては全体的立場できめるものに地域的なものが加わることは好ましくないとの意見が出されたがいざれにしても21日の缶詰規格連絡協議会にはできるだけ多くの全缶協在京メンバーが参加して意見を述べることになつた。

第1回フルーツショウ閉幕

朝日新聞社から全缶協に感謝状

主催朝日新聞社第1回フルーツショーは、昭和43年9月28日(土)から昭和43年11月30日(土)まで小田急向ヶ丘遊園に於いて開催されたが、缶

詰業界も共同宣伝の一環としてこれに参加、催事館にそれぞれバッカー、問屋から提供されたフルーツ缶詰約1,000缶を展示、それをパックに巻締機械を設置し、土、日、祭日には缶詰の巻締を実演、希望者にはそれぞれ好みのものを入れさせた空缶をサービスしたが家族連れ、アベックなどフルーツショーの記念として喜こんで持ち帰つた。また先着1,000名にペーラー隣りの休憩所で無料試食を行ない、最終近くの11月23日、24日の連休にはバラ園において入場者に無制限の試食を行なつたが、1日3,000名を越え列をつくつて待つ程の盛況振りで、関係者一同を喜こぼせた。フルーツショーの期間中、小田急線の各駅で駅掛ポスター、車中吊広告、チラシ等「フルーツ缶詰を食べて見てください」等の各種印刷物を配布し、缶詰の宣伝に大きな効果を挙げた。また全缶協は展示即売を催事館の出口から約18mにわたる売り台で参加10社の協力を得て実施した。売り場のパックには共同宣伝のシンボルマーク(みかん、もも、みつ豆、ペイン)パネル(みかん、みつ豆、もも)ポスター(ペイン)等を飾り付け各社趣向をこらした陳列を行ない、缶詰宣伝に大きく寄与した。

なお朝日新聞の「朝日婦人教室」が11月2日バラ園において開かれ、日缶協の納富則夫氏がフルーツ缶詰の料理講習を行なつた。

フルーツショー最終日の11月30日には展示されていた缶詰約1,000缶を先着1,000名の入場者に15.00時から無料配布し盛況のうちに閉幕した。この第1回フルーツショーに全缶協が参加協力したことに対して朝日新聞社から感謝状が贈られた。

全国食品缶詰公正取引協議会発起人会

日 時 昭和43年11月7日 13.30~14.30時

場 所 日本缶詰協会 会議室

議題

1. 全国食品缶詰公正取引協議会規則(1案)の件
2. 全国食品缶詰公正取引協議会事業計画案の件
3. 全国食品缶詰公正取引協議会収支予算案ならびに会費の額および徴収方法の件
4. 全国食品缶詰公正取引協議会設立発起人代表の件
5. 全国食品缶詰公正取引協議会設立事務所の件
6. 全国食品缶詰公正取引協議会設立事務局の件
7. 全国食品缶詰公正取引協議会創立総会開催日時の件
8. その他

議長に日缶協会長田上東稻氏があり、議事録署名人には矢住清亮氏中山良助氏の両氏が指名され議事に移り各議案が審議された。一部修正が行なわれたがそれを承認決議された。

会費の額および徴収方法の件では、3団体の会員からは加入金、会費を徴収せず3団体で処理することになつた。この件に関して浅井会長は等分負担では困るとの意見を述べ田上会長に一任した。協議会事務所は日本缶詰協会内に置き、創立総会は1月26日10時から赤坂三会堂で開催する。発起人代表は日缶協田上会長、全缶協浅井会長、製缶協会高崎会長に決まり、加入申込のための関係書類を各団体会員に送ることになつた。なおその他で全糖問題について日缶協隅野専務からその対策についての経過報告があり、浅井会長から「今後消費者保護基本法によつて禁止される添加物がでてくると予想される。これらが他の食品と同じように6カ月で流通まで禁止されることは、缶詰の性格上大問題であり、缶詰の猶予期間を他の食品とは別個に考えてもらうよう3団体名で厚生省に意見書をだすべきである。」との意見があり、これに対して禁止されそうなものはできるだけ早くに通告してもらうようにしたいとの見解が述べられた。

食品かん詰の表示に関する規約説明会

[東京会場]

- 1.日 時 昭和43年11月21日 13:30～14:30時
- 2.場 所 東京都勤労福祉社会館 6階第1会議室
(東京都中央区新富町1～1～5)
- 3.主 催 全国食品缶詰公正取引協議会設立事務局
- 4.議 題 食品かん詰の表示に関する公正競争規約についての説明

※ 説明会の概要

昭和44年8月2日から施行される食品かん詰の表示に関する公正競争規約について関係者に十分理解してもらう目的と協議会の円滑な運用をはかるために開催されたもので、この説明会は去る11月4日の大阪、次いで11月27日門司(九州、山口)11月28日尾道(瀬戸内)においても開催。

東北、北海道でも行なわれる予定である。今回は、東京、関東各県、甲信越地区のパッカー、問屋、製缶会社その他関係組合、団体等を対象に行なつたが約100名が出席、日缶協平野常務理事から細部にわたる規約の説明があつた後、質疑応答に移り、具体的な標示の問題について熱心に質問、意見交換がなされた。なお実際に標示する場合に更に検討を加える必要のある事項もあり、これらは協議会の設立にともないそこで十分話し合つて決めていくことになった。

缶詰業界新年名刺交換会打合会

日 時 昭和43年11月8日 13:30～15:00時

場 所 日本缶詰協会 会議室
議 題 44年缶詰業界新年名刺交換会の件
出 席 日本缶詰協会、日本缶詰輸出組合、日本農産缶工組、
日本缶詰検査協会、日本鮭蟹缶輸入組、全国缶詰問屋協会
以上各事務局
日本食糧新聞社 1名

※ 打合会の概要

1.日時および会場

昭和44年缶詰業界新年名刺交換会は、関係団体間で打合せの結果次の通り決定した。

日 時 昭和44年1月6日(月) 11.30~12.30時
場 所 パレスホテル(ローズルーム)
千代田区丸ノ内1~10 TEL 211~5211

2.会費について

1人2,300円とする。

なお会費は前金制とし、日本食糧新聞社(振込先=富士銀行八重洲口支店
三菱銀行鉄鋼ビル支店)当座預金口座に振り込むかまたは郵送により12月20日までに申込むこと。

全国食品缶詰公正取引協議会創立総会

日 時 昭和48年1月26日 10.30~12.00時
場 所 東京 赤坂 三会堂ビル 9階ホール
議 案 1. 全国食品缶詰公正取引協議会規則第1号案、第2号

第3号案の件

2. 昭和48年度事業計画案の件
3. 昭和48年度収支予算案、会費の額および徴収方法の件
4. 加入金の額の件
5. 事務所の件
6. 役員選任の件

出席約70名 11月26日現在加入会員は277社、うち全缶協会員の加入は(26日以降6社を含む)56社。

議案第1号～第5号の各案は原案通り可決承認された。会費の額および徴収方法の件では申請3団体の会員よりは、加入金及び会費を徴収せず、3団体で処理することになった。3団体の会員以外の事業者からは、加入金3万円、会費年額2万円を徴収することになった。事務所は日本缶詰協会内に置く。役員選任については選考委員会が開かれ理事40名、監事5名が選出され引き続き第1回目の理事会が開かれ正・副会長、常任理事が互選により決定した。

全缶協からは理事6名、監事1名が選出された。

全 国 食 品 缶 詰 公 正 取 引 協 議 会 役 員

会長	田上 東 稲	日本缶詰協会 会長
副会長	浅井 二郎	全国缶詰問屋協会 会長
〃	高崎 芳郎	日本製缶協会 会長
〃	西村 健次郎	日本水産缶詰輸出水産業組合 理事長
常任理事	隅野 勇	日本缶詰協会 専務理事
〃	北田 久雄	全国缶詰問屋協会 専務理事
〃	阿江 伸三	日本製缶協会 専務理事

理事	中山 良助	株式会社見山陽堂	専務取締役
"	野田 喜三郎	野田喜商事株式会社	社長
"	橋田 敏夫	株式会社明治屋	専務取締役
"	山本 伊作	野崎産業株式会社	取締役
"	碓氷 勝三郎	北海道缶詰工業協同組合	理事長
"	矢住 清亮	日本食肉缶詰工業協同組合	理事長
"	末永 保藏	宮城県缶詰協会	会長
"	小泉 武雄	日本農産缶詰工業組合	理事長
		福島県缶詰協会	会長
"	原 喜三郎	日本水産株式会社	専務取締役
"	後藤 広一	大洋漁業株式会社	"
"	江口 次作	日魯漁業株式会社	"
"	細谷 広介	極洋捕鯨株式会社	"
"	宮崎 鉱吉	宝幸水産株式会社	"
"	井上 有次郎	関東缶詰株式会社	"
"	小出 孝之	株式会社桃屋	"
"	高橋 操	明治製菓株式会社	常務取締役
"	天野 茂一	森永 "	食品部長
"	山口 慶三	日本ジャム工業組合	理事長
"	根本 和三郎	銚子缶詰協会	会長
"	岩下 弥作	長野県缶詰協会	会長
"	植田 朋八	日本鮪缶詰輸出水産業組合	理事長
"	芝野 清一	静岡缶詰協会	会長
"	後藤 磐吉	日本蜜柑缶詰工業組合	理事長
"	稻葉 由蔵	静岡缶詰協会	内販部会長
"	川口 仲三郎	中部缶詰製造協会	会長

理 事	板 倉 乾	日本海缶詰製造協議会	会長
		山陰缶詰	"
"	岩 井 敏 之	瀬戸内缶詰	"
		広島県缶詰協会	"
"	金 子 昇	九州缶詰製造協議会	"
"	桐 野 忠兵衛	愛媛県缶詰協会	"
"	石 川 堅一郎	大和製缶 ^(株)	専務取締役
"	大久保 秀 雄	北海製缶 ^(株)	"
"	広 田 慎 吾	東洋製缶 ^(株)	常務取締役
"	柏 村 茂	本州製缶 ^(株)	代表取締役
監 事	美濃羽 久 義	雪印食品 ^(株)	常務取締役
"	堀 口 晃	近畿缶詰製造協議会	会長
"	大 平 秀 雄	香川県缶詰工業協同組合	理事長
"	竹 内 治 雄	國分商店	取締役
"	石 橋 喜 二	大和製缶 ^(株)	専務取締役

全国食品缶詰公正取引協議会事業計画

自昭和43年12月 至昭和44年3月

1. 食品缶詰の表示に関する公正競争規約第12条の規定に基き、規約第8条、第9条に定める全国食品缶詰公正取引協議会を設立し、運営する。
2. 本会の会員に対し、食品缶詰の表示に関する公正競争規約ならびにこの規約の実施に伴う規則の周知徹底と指導および苦情処理を行う。

3. 自主的に製品の買取検査を行い、もつて表示の適正を図る。
4. 消費者との接触につとめ、適正表示の普及をはかる。
5. 関係官公庁との連絡を密にする。

全国食品缶詰公正取引協議会收支予算

自昭和43年12月1日 至昭和44年3月31日

収 入

科 目	予 算 額	摘 要
会 費	800,000	日缶協 全缶協 製缶協 三団体にて処理
計	800,000	

支 出

科 目	予 算 額	摘 要
事 務 費	10,000	
会 議 費	40,000	理 事 会 等
印 刷 費	30,000	会 員 名 簿 等
通 信 費	40,000	月額 10,000 4ヶ月
旅 費 交 通 費	60,000	" 15,000 4ヶ月
製 品 買 上 費	20,000	
創 立 費	100,000	
計	800,000	

協議会加入の全缶協会員

11月30日現在 56社

〔北海道〕

須藤順次商店

〔山形県〕

柳土谷宗吉商店

〔東京都〕

全国缶詰問屋協会 (株)北洋商会 池田商事 (株)小網 (株)国分商店

明治商事 (株) 森永製菓 (株)明治屋 日缶商事 (株) 鈴木洋酒店

(株)二幸 中泉 (株) マルヤス食品 (株) 矢口屋商会 (株)中島董商店

(株)ヤマムロ 三新食品 (株) 中屋 (株)高崎商店 仁木島商事 (株)

野崎産業 (株) 東食 三井物産 (株) 三菱商事 (株) トーメン食品 (株)

正栄食品工業 (株)

〔神奈川県〕

(株)古屋商店

〔静岡県〕

(株)山本商店

〔長野県〕

河西商事 (株)

〔愛知県〕

山田商事 (株) (株)北村商店

〔京都府〕

(株)大橋 京都青果合同 (株) 寿産業 (株)

〔大阪府〕

花菱乾物 (株) 長井藤商店 野田喜商店 (株) 刀弥商店 (株)丸菱商店

(株)三盛商会 (株)丸共 (株)松下商店 (株)小田商店 (名)浅田商店

(株)岩瀬商事 (株)祭原

[兵 庫 県]

石光商事(株) (株)吉川商店 加藤産業(株) 上島珈琲(株)本社

[広 島 県]

(株)新見義広商店

[福 岡 県]

山城屋商事(株) 新生商事(株)

[大 分 県]

玉屋産業(株)

全国食品缶詰公正取引協議会規則第1号

第1章 総 则

(名 称)

第1条 本会は、全国食品缶詰公正取引協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区におく。

(目 的)

第3条 本会は、食品かん詰の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）を円滑適正に運営することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、規約第6条および第8条から第12条までに定める事項を処理する。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会は、規約に参加する事業者（食品缶・びん詰製造業者、販売業者、輸入業者）、食品缶詰用の容器製造業者およびこれ等の者が構成する事業者団体をもつて会員とする。

(加入)

第6条 本会の会員になろうとする者は、加入申込書に加入金を添えて会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、社団法人日本缶詰協会、全国缶詰問屋協会、日本製缶協会の会員からは加入金を徴収しない。

2. 加入金の額は理事会において別に定める。

3. 加入金は如何なる理由があつてもこれを返還しない。

(脱退)

第7条 会員は、本会を脱退しようとするときは、脱退届を会長に提出しなければならない。

2. 会員は前項の場合のほか、次の事由により本会を脱退する。

一 会員たる資格の喪失

二 死亡または解散

三 会費を1年以上納入しないとき

四 除名

(除名)

第8条 会長は、会員が次の各号の1に該当するときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合には、本会はその総会の会日の10日前までに、その会員に対してその旨を書面をもつて通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

一 規約および規則に違反したとき。

二 会費の納入、その他本会に対する義務の履行を怠つたとき。

- 三 本会の事業を妨げる行為、その他本会の目的に著しく反すると認められる行為のあつたとき。
2. 会長は前項の議決があつたときは、除名の理由を明らかにした書面をもつて、その旨を会員に通知するものとする。

(会 費)

- 第9条 会員の会費の額および徴収の方法は、総会において別に定める。
2. 既納の会費は、いかなる理由があつてもこれを返還しないものとする。

第3章 役 員 等

(役員の定数)

- 第10条 本会に次の役員をおく。

一 理 事 20人以上 40人以内

二 監 事 3人以上 5人以内

2. 会長1人、副会長3人以内および常任理事3人以内とする。

(役員の選任)

- 第11条 理事および監事は、総会において会員のうちより選任する。ただし、理事のうち5人以内を学識経験者より任命することができる。
2. 会長、副会長および常任理事は、理事会において理事のうちから互選する。

(役員の任期)

- 第12条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
2. 補欠または増員により就任した役員の任期は、前任者または他の役員の残存期間とする。
3. 役員は、任期満了後であつても後任者が就任するまでは、なおその職務を行なうものとする。

(役員の職務)

- 第13条 会長は、本会を代表し、会務を總理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順序にしたがい、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。
3. 常任理事は、会長の命により本会の業務を処理する。
4. 理事は、理事会を組織する。
5. 監事は、民法第59条の職務を行なう。
6. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(職員および事務局)

第14条 本会に職員若干人をおく。

2. 職員は、会長が任免する。
3. 職員の事務分掌その他の事項については、理事会において別に定める。

第4章 総会および理事会等

(総会の種類)

第15条 本会の総会は、定時総会および臨時総会とする。

2. 定時総会は、毎年5月に開催することを常例とする。
3. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 理事会において必要と認めたとき。
 - 二 会員の8分の1以上、または監事から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2. 前条第3項第2号に掲げる場合は、会長は、30日以内に総会を招集しなければならない。
3. 総会の招集は、少くともその会日の10日前までに、その会議の目的たる事項、日時および場所を記載した書面をもつて通知してする。

(総会の議決事項)

第17条 この規則において別に定める事項のほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 規則第1号の変更
- 二 事業計画および収支予算
- 三 事業報告、収支決算および財産目録
- 四 違約金の決定
- 五 その他理事会において必要と認めた事項

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、会長が行なう。

(総会の議決権)

第19条 会員は、総会においては、各1個の議決権を有する。

(総会の議決方法等)

第20条 総会は、会員総数の3分の1以上にあたる会員が出席しなければ開くことができない。

2. 総会においては、第16条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条各号に規定する事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。
3. 総会の議事は、次条各号に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別の議決)

第21条 次の事項は、会員総数の3分の2以上の会員が出席し、かつ、議決権の過半数以上の議決を必要とする。

- 一 規約および規則第2号、第3号の変更
- 二 解 散
- 三 除 名

(書面または代理人による議決)

第22条 会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面または代理人により議決権を行使することができる。

2. 前項の書面は、総会の会日の前日までに本会に到着しないときは、無効とする。
3. 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならぬ。
4. 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 総会の日時および場所
 - 二 会員の現在数
 - 三 総会に出席した会員数
 - 四 議案
 - 五 議事の経過の概要および結果
 - 六 議事録署名人の選出に関する事項
2. 議事録には、議長および出席会員のなかから総会において選出された議事録署名人2名以上が署名し、または記名押印するものとする。

(理事会)

第24条 理事会は、理事をもつて構成する。

2. 理事会は、必要に応じ会長が招集する。
3. 理事会は、理事の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
4. 理事会の招集は、少くともその会日の10日前までに、その会議の目的たる事項、日時および場所を記載した書面をもつて通知する。ただし、緊急を要する事項についてはこの限りではない。

(理事会の議決事項)

第25条 この規則において、別に定める事項のほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- 一 総会の招集および総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関すること。
- 三 諸規定の制定および改廃に関すること。
- 四 その他会長が必要と認める事項

(準用)

第26条 第15条第3項第2号、第16条第2項、第18条、第19条、第20条第2項および第3項、第22条および第23条は、理事会に準用する。

(委員会の委員の選任および運営)

第27条 本会に、第4条の事業を推進するために、会長が必要と認め、かつ、理事会の議決を経て、委員会をおくことができる。

2. 委員会は、会長より付託された事項について調査審議し、その結果を会長に報告するものとする。
3. 委員会の委員は、会長が委嘱する。
4. 委員会の運営に関する規程は、理事会の承認を得て別に定める。

(違反行為に対する調査ならびに措置)

第28条 本会は、会員が規約第3条から第7条までの規定に違反する事実があると思料するときは、その事実について必要な調査を行なう。

2. 関係者は、前項の調査に協力しなければならない。
3. 前項の規定による調査に協力しない者に対し、当該調査に協力すべき旨を、文書をもつて警告し、または総会の議決を経て、3万円以下の違約金を課し、もしくは除名処分することができる。

第29条 本会は、会員が規約第8条から第7条までの規定に違反する行為があると認めるときは、理事会の議決を経て、その会員に対し、当該違反行

為に係る食品缶詰の回収、その他当該違反行為を再び行なつてはならない旨を、文書をもつて警告することができる。

2. 前項の警告を受けた会員が、その警告にしたがつていないと認めるときは、当該会員に対し、理事会の議決を経て、80万円以下の違約金を課し、または除名処分することができる。
3. 本会は、前条第8項および本条第1項もしくは第2項の措置を行なつたときは、その旨を遅滞なく文書をもつて公正取引委員会に報告するものとする。

(非会員の違反行為に対する措置)

第30条 本会は、非会員が規約第8条から第7条までの規定に違反する行為を行なつていると認めるときは、理事会の議決を経て、公正取引委員会に申告し、必要な処置を講ぜるよう求めることができる。

第5章 会 計

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもつて構成する。

- 一 本会の設立当初に寄付された財産
- 二 加入金および会費
- 三 賛助費
- 四 資産から生ずる収入
- 五 事業に伴う収入
- 六 その他の収入

(資産の管理)

第33条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会において別に定める。

(経費の支弁方法)

第34条 本会の経費は、資産をもつて支弁する。

(事業計画および予算)

第35条 事業計画および収支予算は、毎会計年度開始前に会長が作成するものとする。

2. 事業計画および収支予算は、総会で成立するまでの間、前年度の事業計画および収支予算の範囲内において行なうものとする。

(事業報告および決算)

第36条 会長は、毎会計年度終了後遅滞なく、次に掲げる書類を作成し、監事の監査をうけなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 財産目録
- 三 貸借対照表
- 四 収支決算書

第6章 雜則

(規約および規則の変更)

第37条 規約および規則の変更は、公正取引委員会の承認をうけなければならない。

(この規則に定めのない事項)

第38条 この規則に定めのない事項については、総会の議決を経て決定する。

(設立当初の役員の任期)

第39条 本会の設立当初の役員の任期は、第12条の規定にかかわらず、次の通常総会までとする。

(解散の場合の財産処置)

第40条 本会が解散する場合における財産の処理については、総会の決議を経て処置する。

内規事項確認事務局打合会

日 時 昭和43年11月22日 13:30~

場 所 日本缶詰協会会議室

打合事項 規約および内規に規定すべき内容に関する打合

出 席 3団体 事務局

※ 打合会の概要

この打合会は今まで検討されてきた標示に関しての確認と更に検討を要する問題点について話合がなされた。なおこの打合確認事項は、さらに協議会において検討され、そのうえで正式に内規として適用されることになる。

食品缶詰の標示上検討すべき事項

1. 主要部分の定め方
2. 丸缶で胴の高さのないものはトップを主要部分とする場合の缶径別規定
3. みかんのI・M・Sを混合したものに「サイズミックス」と示すことの可否
4. あんずの皮付きと皮なしのいずれが一般的の形狀であるかについて
5. くじら、畜肉の小間切肉は規則第3号で「フレーク」と示すことになつてゐるがこれを「小片」とし、別にフレークの基準を設けることについて
6. 添加物標示の文字の大きさについて
7. 家庭用、徳用、特用、普及品等と示すことについて
8. 果実と寒天混合製品の原料の配合割合
9. チェリー又はこれにかわる果実が配合されていない製品の品名を「お子様

みつ豆」等と示すことの可否

規制および内規に規定すべき内容に関する

3 団体事務局打合結果

(昭和43年7月18日及び昭和43年10月21日
の分を修正)

1. さけ

- 1) しろざけ、からふとますの缶記号の読み方を説明する場合、(さけ)、
(ます)の用語は用いない。
- 2) サーモンペーストは魚種名を示す必要はない。
- 3) 「細肉」は「ピーセス(細肉)」と示すことができる。

2. くじら

有鰓類鯨肉を用いたものは「ながす」、有歯類鯨肉を用いたものは「まつこう」と示すことができる。

3. さば

品名は「さばフレーク油づけ」とせず、「さば油づけ」と示し、形状を別に「フレーク」と示すこと。

4. いわし

いわし油づけの内容尾数は不減インクを用いて示すこと。

5. 水産物と野菜の混合煮

貝類と野菜の混合煮の原料の配合割合の標示は規則別表5の1の(1)の規定に準ずる。ただし、この場合魚肉を貝と読み替える。

6. 桜桃

品名をレッドチェリーと示すことができる。

7. パインアップル

- 1) クオーターは今後製造しないこととしているので対象品目としない。
- 2) クラッショウは「ジュース用」と示すこと。
- 3) パインカットは、品名を「パインアップル」と示し、「チビット(6ツ割)」又は「ピーセス(小切れ)」と示すこと。

8. も も

- 1) 丸桃にあつては形状を「ホール」又は「丸もも」と示すこと。ただし、図柄は全形を示すことができる。
- 2) 黄桃、白桃ともに6ツ割は「スライス」と示すこと。
- 3) 2ツ割、4ツ割およびスライス以外のものはすべて「ピーセス(小切れ)」と示すことができる。
- 4) 2ツ割のものにあつては、「2ツ割」と示せば全形の図柄を示すことができる。

9. み か ん

- 1) 原則としてサイズものはそのものの図柄、ブローカンは全形の図柄を示すこと。
- 2) ブローカンとジュース用の空缶は、缶マークの読み方の説明をしても共通に使用できない。

10. な し

- 1) 廿世紀にあつては、品名を「廿世紀なし」又は「廿世紀」とすることができる。
- 2) 品種名を示す場合20世紀は認めない。

11. ぶ ど う

- 1) マスカットオブアレキサンドリアを「マスカット」と示すことは認めない。
- 2) 現行の規則では、品名はすべて品種名で示すことになつているが、「マスカットオブアレキサンドリア」、「ネオマスカット」および「巨峰」

以外は、品名を「ぶどう」と示すこと。

12. び わ

2ヶ割のものにあつては、「割りびわ」と示すことができる。

13. り ん ご

輪切りのものにあつては、「アップルリング(輪切り)」と示すことができる。

14. みつ豆、果実

1) プランデー入、はちみつ入等固形物以外のものを添加した場合は、つぎのとおり標示すること。

- ① 品名は「フルーツみつ豆」と示すこと。
- ② はちみつ入、プランデー入等は、誇大表示となるおそれがあるので品名に併記せず、説明文中にその旨を示すこと。
- ③ あんみつ豆、あずきみつ豆等一般的名称のものにあつては、これらの名称を品名として示すことができる。

2) みかん、もも等果実缶詰て、チエリー、レモン等固形物を混用した場合は、つぎのとおり標示すること。

- ① 品名は「みかん」、「もも」等と示すこと。
- ② 品名に「チエリー2ヶ入」、「レモン〇〇切れ入」と併記する。
- ③ 標示固形量は、チエリー、レモン等混用した果実の重量を含まないこと。

15. フルーツみつ豆

1) チエリーを入れることを必須条件としない。ただしJAS受検品についてはこの限りでない。

2) チエリーに替る、着色ぶどう、いちご、パイン等チエリーと同等又は同等以上の価値のある果実を配合した場合、品名を「フルーツみつ豆」と示すことができる。

16. 果実と寒天の混合品

- 1) 品名を「~~果実~~ 寒天」と示すことができる。
- 2) 原料の配合割合を示すこと。

17. 2種以上の果実の混合品

- 1) みかんとパインが各50%づつ混合された場合、品名は「パインみかん」と示すことができる。
- 2) 3種以上の果実を混合したものであつて、1種類の果実が50%をこえない場合は、品名を「ミックスドフルーツ」、又は「混合果実」と示すことができる。

18. ジャム

プレザーブとスリジャムの標示基準は、JAS規格できるまで保留する。
したがつてそれまでは現状のままでよい。

19. マッシュルーム

「ピーセス(小切れ)」は「ピーセス・アンド・ステムス(小切れ)」と示すことができる。

20. グリンピース

「戻し豆」は「乾燥戻し」と示すことができる。

21. 畜肉

ひつじ肉は「マトン」と示すことができる。

22. 調理食

- 1) カレーの肉量は、基準がないので示す必要がない。
(基準のない現在これを示すことによつて販売面の手段として利用されることが考えられるので示さない方が好ましい)
 - ① ピーフシチューも同じ
 - ② カレーの原材料の示し方の一例

原材料肉(馬肉、牛肉)カレー粉、玉ねぎ、人参、ばれいしょ、バタ

一、小麦粉。

23. 全 糖

- 1) 「全糖」と示すことのできるものは、使用した甘味料が糖類(しょ糖、ぶどう糖、果糖)のみのもので、規則第3号の別表5に示す糖度以上の果実缶詰のみであるが、甘煮等については、規則第3号を適用する。
- 2) 単に糖度12度等と示すことは差支えない。

24. 添 加 物

- 1) 「合成甘味料・合成着色料・合成糊料添加」と一括して示しても差支えない。
- 2) 「○○料使用」と示してはならない。
- 3) 「厚生省指示添加物使用」等の標示は、説明文以外には認めない。
- 4) 「ズルチンは使用せず」の文言の標示もしないこと。
- 5) 官能的に感知できる添加物が使用されている場合は示すべきである。

25. 図 柄

内容物の図柄を示す場合一般的に装飾用とみられるものを添えることはかまわぬが、一見内容物と誤認され易いものはさけるべきである。
サラダ菜、ゆであずきに氷、カレーにライス等は差し支えない。

26. 特 選 等

- 1) 商標等で「ファンシークオリティ」等と示してある場合は、「特選」の標示を改めて示すこと。
- 2) 説明文で最高の原材料を使用しなどと記載することはさしつかえないが
最高の製品であるなどの製品に掛る場合の文言は認めない。ただし、特選の標示があればこの限りでない。

27. 業 務 用 等

業務用の標示は、各標示事項が適正になされていれば示してもよい。

28. 原料の配合割合

1) 原料の配合割合を示す場合、原材料名の標示に併記しても差支えない。

ただし、ベビーフードは除く。

2) 原料の配合割合を示す場合〇〇%以上^のの字句は必ずしも付ける必要はない。

29. 内容物

1) 内容量が規定どおり示してあれば、外来語(NET WEIGHT)による標示があつても差支えない。

2) 内容量の標示単位は、規約第3条で定めるほか、筆記体の小文字(g, Kg)を使用することができる。

30. ミキサー用等

もものブローカン、みかんのパルプ等については、形状を示す用語として「ミキサー用(ピーセス)」、「ジュース用(ピーセス)」と示すことができる。

31. 標示上の文字

品名、形状等を示す用語の文字は、特定に定めない限り、漢字、ひらがな、カタカナいずれを用いても差支えない。

缶詰規格連絡協議会

日 時 昭和48年11月21日 10.00~11.40 時

場 所 日本缶詰協会 会議室

議 題 たけのこ大型かんかん詰の日本農林規格(案)について

出 席 【全缶協側】

蔬 菜 部 会 副部会長 萩原 弥重 氏

株 北 洋 商 会 广田 正 氏

三井物産㈱	小滝 寛長 氏
逸見山陽堂㈱	森木 国雄 氏
野崎産業㈱	松沢 利助 氏
全国缶詰問屋協会	専務理事 北田 久雄 氏
	中沢 和雄

[メーカー側]

日本缶詰協会	専務理事 隅野 勇 氏
"	常務理事 平野 孝三郎 氏
"	渡辺 鳥太郎 氏
日本農産缶詰工業組合	斎藤 実太郎 氏

[日本缶詰検査協会]

日本缶詰検査協会	常務理事 鈴木 輝男 氏
"	神戸所長 池野 真澄 氏
"	大橋 昭範 氏

※ 協議会の概要

メーカー、全缶協の修正点についてそれぞれ逐条審議を行ない、一応この席での~~案~~をまとめたが、メーカー側及び全缶協はそれぞれこの修正(案)を内部的に持ち帰り、12月初旬にはまとめあげようという話合いになつた。この席では全缶協は10月17日大阪で開かれた蔬菜、規格合同部会及び11月18日に開いた在京蔬菜部会で話合つた結果をもとに修正点ならびにその理由を説明したが、実際にJASの検査を担当する検査協会側もまじえ意見調整を行なつた。なおたけのこ大型かんかん詰の日本農林規格案の農林省への申請は、日本缶詰協会、全国缶詰問屋協会の2団体連盟で提出するのが一番すつきりした形であるという検査協会側の意向であつた。

この協議会での結論は一応各事務局が持ち帰り内部的に検討することになった。
この協議会での結果をもとに、伍詰規格連絡協議会名で次の文書が寄せられた
が、この件につき全伍協は12月6日緊急に蔬菜部会を開き最終的な検討を行
なうことになった。

昭和43年11月27日

全国伍詰問屋協会 殿

伍詰規格連絡協議会

たけのこ大型かん詰の日本農林規格（案）
についてご検討お願いのこと

拝啓 ますますご清栄のことおよろこび申しあげます。

については、表記規格（案）につき、10月19日開催の日本缶詰協会筈伍詰委員会および日本農産缶詰工業組合蔬菜類部会にて、合同審議いたしました同規格（案）について、11月21日表記連絡協議会を開催し、問屋側および日本缶詰検査協会の意見をきき審議いたしました結果、下記事項について修正意見が出されましたのでご検討のうえ、来る12月5日までにご回答賜わりたくお願い申しあげます。

なお、本規格の設定予定につきましては、来る生産シーズンに間に合わせるよう、早急に原案をとりまとめのうえ、農林省に答申いたしたく存じております。

記

1. ご検討願う事項

- 1) 第3条別表(二)の1.全形のものを、ホールのものに、2.全形以外

のものを、ホール以外のものに改める。

- 2) 第8条別表(二)の全形以外(今回、ホール以外に修正)のものの記号、大きさの注を、1.「切」につては、大および小の二階級とする。を、「切」および「先」につては大および小の一級に改めることの可否 2.「割」については適用しない。とし「先」を削除する。
- 3) 規約第3条の2の採点基準の液のPHの基準で最低3.8を4.0に改めることの可比
すなわち、検査に際しては誤差0.2を認めているので、4.0に規定しても3.8まで認めることとなる。
3.8は、みかんの酸度と同じになり、このような酸度では品質が著しく劣り、販売上支障を来たす。

マツシユルーム缶詰に関する懇談会

- 日 時 昭和43年11月21日 15.00~16.30時
- 場 所 日本缶詰協会 会議室
- 議 題 1) マツシユルーム缶詰市況について
2) マツシユルーム缶詰の品質について
3) そ の 他
- 出 席 日本農産缶詰工業組合 マツシユルーム部会
全国マツシユルーム缶詰協議会 全国缶詰問屋協会

※ 懇談会の概要

生産者側から、全缶協に対して呼びかけがあり、マツシユルーム缶詰の普及促進と需要の拡大を図る目的をもつて開かれ、次の話し合いがなされた。

- ① 輸出は最近順調であるが、内販相場はかなりこなれているので値崩れのないようにしたい。
- ② P Rにはパンフレットを作成、積極的な消費拡大に努める。
- ③ 漂白問題は段階的に解消する。
- ④ 内販は業務用が伸び悩んでおり今後は家庭用に力を入れる。
- ⑤ 今後度々懇談会を開き、お互いに意見の交換に努める。

食肉缶詰の製造年月日に関する打合せ

日 時 昭和43年11月27日 10時30分～11時20分

場 所 株北洋商会 応接室

打合内容 食肉缶詰の製造年月日の表示について

出 席	全国缶詰問屋協会 会長	浅井二郎 氏
	野崎産業(株) 仕入課長	新井敏也 氏
	明治屋(株) 食品課長	高崎康二 氏
	株北洋商会 缶詰部次長	広田正 氏
	株国分商店 仕入課	下妻俊和 氏
		柏木常伸 氏
	全国缶詰問屋協会 専務理事	北田久雄 氏
		中沢和雄
	日本食肉缶詰工業協同組合 専務理事	淵義愛 氏

※ 打合会の概要

昭和42年10月2日付官報にハム・ソーセージ類の製造年月日の表示に関して告示があり、同法によつて食肉缶詰にも製造年月日を表示しなければならなくなつたが、これに対して日缶協は43年6月4日付で厚生省環境衛生局長松尾正雄殿宛（月報6月号に掲載）他の食品缶詰同様に扱つてもらいたい旨の文書を提出、陳情したがその後正式な回答はなく、黙認の形となつていたが、最近取締る立場にある都衛生局が何時迄も従来の表示では役所としての立場がなく困るので、業界の姿勢を示してもらいたいという意向が日缶協、食肉缶工に伝えられ全缶協としての態度を話し合つたもので、まず次のような方針を決めた。

1. 全缶協として都衛生局を訪問し意見を聞く。
2. その意見をもとに日缶協、食肉缶工、全缶協の3団体間で検討した上、要望書を提出するなどの具体的方針を打ち出す。
3. 食品衛生法、日本農林規格は近い将来、改正される方向にあり、それまで現行のまゝでお願いするということになつた。

会員消息

〔電話番号変更〕

株布屋上野商廬（中央区八丁堀4丁目1番地）の電話番号は11月15日から下記番号に変更した。

553局 2811（代表）

〔組織変更〕

△須藤順次商店（函館市千代台町18番13号）では、創立以来47年を迎

株式会社に改組することになり、11月11日創立総会を開催し、^Aスト一缶詰株式会社を設立した。役員も次のように決定した。

新社名 ^Aスト一缶詰株式会社

代表取締役社長	須 藤 悅 造
常務取締役	須 藤 浩 次
"	大 坂 光 男
取 締 役	須 藤 シ ズ
"	渡 辺 亀 三 郎
"	本 間 定 次 郎
"	渡 辺 金 四 郎
"	加 賀 実
"	相 馬 吉 夫
"	須 藤 修 吉
監 査 役	渡 辺 信 一 郎
"	加 賀 日 出 男
"	間 瀬 進 吾
"	吉 田 雄 二

〔祝賀パーティー〕

東京丸一商事^(株)では、創立満15周年を記念して、11月28日17:30時からホテルニューオタニで盛大に祝賀パーティーを開催した。

〔社名変更〕

尾家商店では、下記に本社を建設中であつたが、このほど完成、12月2日から移転するとともに社名も変更した。

新社名 尾家産業株式会社
新住所 大阪市大淀区豊崎東通り3丁目16の1
電話 06(372)7171番(大代表)

[支店増設]

新生商事㈱(北九州市小倉区浅野町2)では、11月21日創業20周年記念式典と、北九州支店社屋および北九州配送センターの完成披露を行ない、同支店、配送センターの業務を開始した。

住所 北九州市小倉区西港町地先
電話 (56)7161番(大代表)

[支店移転]

㈱松下商店神戸支店(松下文雄支店長)は、事務所、倉庫を建設中であつたがその一部が竣工したので、11月19日から同所に移転、業務を開始した。

新住所 神戸市灘区都通1の10
電話 078(88)1050(代表)

